

(8) 2級考古調査士

本学では、文学部文学科歴史学専攻に「2級考古調査士」の資格を取得できる科目を開講している。所定の科目を修得した学生は資格認定の申請を行うことができる。考古調査士とは、「考古調査士資格認定機構」が認定する資格で、埋蔵文化財センターなどの発掘調査機関で遺跡の発掘調査を行う専門職員である。

本学で開講する以下の考古調査士に関する科目（8科目22単位）はすべて必修とする。

第2科目群：考古学概説Ⅰ、卒業研究

第3科目群：考古学特殊講義、卒業研究

第4科目群：考古学演習Ⅰ、考古学実習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究

第5科目群：文化財の保護と活用、卒業研究

第6科目群：文化財と自然科学、卒業研究

第7科目群：卒業研究

※「卒業研究」は、考古学または保存科学に関する研究であり、内容により第2～第7科目群のいずれかに分類される。

(9) ウェブデザイン実務士・情報処理士・上級情報処理士

本学では、芸術学部芸術学科にウェブデザイン実務士・情報処理士・上級情報処理士（いずれも、一般財団法人全国大学実務教育協会）の資格取得に必要な科目を開講している。それぞれの対象科目を取得した後、希望者は資格認定の申請を行うことができる。

① ウェブデザイン実務士

インターネット技術に関する知識に加え、ウェブサイト構築に必要とされる、デザイン、プログラミング、動画利用などの技能、ウェブコンテンツを制作できる技能、ウェブディレクターやウェブプロデューサーといった立場での組織管理能力を認定するものである。

② 情報処理士

ビジネスの現場で必要とされる情報処理能力を証明する資格である。「情報処理技術の基礎を身につけている」「ビジネスで活用されるソフトウェア技能の基礎を身につけている」「プレゼンテーション能力の基本を身につけている」「オフィスの組織や情報の流れを理解している」の4点が、資格認定のポイントである。

③ 上級情報処理士

コンピュータシステムと情報通信技術の理解を深め、ビジネスの現場でもとめられる、ソフトウェア操作、イン

④ ネット活用、データ管理などのしかたを習得し、IT化がすすむ現代社会において、より高度なビジネス活動できる人材を養成する資格である。

(10) 健康運動指導士（受験資格）

本学スポーツ科学部スポーツ科学科は、健康運動指導士養成校となっている。所定の科目を修得した学生は健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団）の受験資格が取得できる。

詳細は、掲示により公示する。

(11) スポーツ指導者・トレーニング指導士・パーソナルトレーナー

本学スポーツ科学部スポーツ科学科では、スポーツ指導者（公益財団法人日本体育協会承認校）、トレーニング指導士（公益財団法人日本体育施設協会）、パーソナルトレーナー（特定非営利活動法人 NSCA JAPAN）、などの資格の取得を目指すことができる。それぞれの対象科目を取得した後、希望者は資格認定の申請を行う。

詳細は、掲示により公示する。

(12) フードスペシャリスト（受験資格）

本学栄養学部栄養学科は、フードスペシャリスト養成機関となっている。

フードスペシャリストは、日本フードスペシャリスト協会が指定する科目を履修し、資格認定試験に合格した者に与えられる資格である。協会が定める規程科目を修得することにより、協会が実施する認定試験の受験資格を得ることができる。この認定試験に合格し、本学を卒業した者に「フードスペシャリスト資格認定証」が授与される。

詳細は、学科ガイダンス等で説明を実施する。

(13) 社会教育主事任用資格（社会教育士）

社会教育主事とは、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職員である（社会教育法第 9 条の 2 及び 3）。大学において、「社会教育主事講習等規程」に規定された科目を修得すれば、社会教育主事基礎資格を得ることができる。この資格は、都道府県、市町村の公務員試験に合格し、採用された場合に活用できる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会のみならず他の行政部局や企業、NPO、学校等、広く社会において活かされるよう、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができる。（令和 2 年度講習修了者から）

本学では、学芸員・司書科目として「生涯学習概論」（2年前期2単位）を開設しているが、これは、「社会教育主事科目」として利用することが可能である。他大学が実施する「社会教育主事講習」を受講する場合、「生涯学習概論」の単位修得証明書を提出することで、当該科目の受講が免除される。

(14) 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職である。この資格は、公務員試験に合格し、社会福祉主事に任用されて初めて名乗ることができる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

本学には、以下のとおり厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目が開設されており、3 科目以上を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。（卒業後に科目等履修で単位修得しても要件を満たさないので注意すること。）

| 社会福祉主事 指定科目名 | 本学科目名 | 開設学科 |
|--------------|--------|---------|
| 倫理学 | 倫理学 | スポーツ科学科 |
| 栄養学 | 基礎栄養学 | 栄養学科 |
| 公衆衛生学 | 公衆衛生学 | |
| 社会福祉概論 | 社会福祉概論 | |

(15) 公認心理師

① 公認心理師受験資格の取得について

本学では、文学部文学科心理学専攻に、公認心理師養成のための科目群を開設している。公認心理師とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術を用いて、心理に関する支援活動や、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う専門職である。

公認心理師資格を取得するためには、大学および大学院において法律に定められた単位をすべて取得し、公認心理師試験（国家試験）に合格しなければならない。

② 法律に定められている規定（「公認心理師法」第7条、「公認心理師法施行規則」第1条）

公認心理師法

第7条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

（以下省略）

公認心理師法施行規則

第1条 公認心理師法第7条第1号及び第2号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする（表1参照）。

③ 本学で規定する単位

本学で開講する表1の25科目50単位はすべて修得しなければならない。これらの単位を修得した上で、さらに卒業後に公認心理師養成課程を持つ大学院において必要単位を取得しなければならない。

以上の必要単位を修得した上で、公認心理師試験の受験資格を得ることができる。

④ 履修資格

文学部文学科心理学専攻

4年次の「心理実習」は、以下の要件を満たしたうえで履修できる。

- ①表1に示す科目のうち、1年次後期までに開講される科目についての必要単位を、3年次後期までに原則としてすべて修得していること。
- ②授業への出席状況ならびに成績が良好であること。

なお、他専攻の学生においては、表1に示す科目が他専攻開講科目であれば履修は妨げないものとする。ただし、公認心理師養成科目としての履修はできない。

⑤ その他

履修希望者は、毎年度実施される履修ガイダンスに必ず出席しなければならない。正当な理由なく欠席した者は履修できない。その日程は事前に公示する。

なお、「心理実習」履修者には、実習先に応じた実習費が別途掛かる場合がある。

その他、履修にかかる必要事項は別途公示する。

表1 【公認心理師養成科目】（公認心理師法施行規則第1条に定める科目）

| 公認心理師法施行規則に定める科目 | 必要単位数 | 左記に対応する 本学開設科目 | 単位数 | | 単位配分 | | | | 週時数 | | 備考 |
|------------------|-------|-------------------|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | | | 必修 | 選択 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 前期 | 後期 | |
| 心理学概論 | 2 | 心理学概論 A | 2 | | 2 | | | | 2 | | |
| | | 心理学概論 B | 2 | | 2 | | | | 2 | | |
| 心理学統計法 | 2 | 心理学統計法 I | 2 | | 2 | | | | 2 | | |
| | | 心理学統計法 II | 2 | | 2 | | | | | 2 | |
| 学習・言語心理学 | 2 | 学習・言語心理学 | | 2 | 2 | | | | | 2 | |
| 知覚・認知心理学 | 2 | 知覚・認知心理学 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 神経・生理心理学 | 2 | 神経・生理心理学 | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 発達心理学 | 2 | 発達心理学 | | 2 | 2 | | | | | 2 | |
| 感情・人格心理学 | 2 | 感情・人格心理学 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 臨床心理学概論 | 2 | 臨床心理学概論 | | 2 | 2 | | | | | 2 | |
| 心理学的支援法 | 2 | 心理学的支援法 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 健康・医療心理学 | 2 | 健康・医療心理学 | | 2 | | 2 | | | | 2 | |
| 社会・集団・家族心理学 | 2 | 社会・集団・家族心理学 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 産業・組織心理学 | 2 | 産業・組織心理学 | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 心理学研究法 | 2 | 心理学研究法 I | | 2 | | 2 | | | 4 | | |
| | | 心理学研究法 II | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 心理学実験 | 2 | 心理学実験 I | | 2 | | 2 | | | | 4 | |
| | | 心理学実験 II | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 心理演習 | 2 | 心理演習 | | 2 | | | 2 | | 4 | | |
| 心理的アセスメント | 2 | 心理的アセスメント | | 2 | | | 2 | | | 4 | |
| 福祉心理学 | 2 | 福祉心理学 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 教育・学校心理学 | 2 | 教育・学校心理学 | | 2 | | 2 | | | | 2 | |
| 障害者・障害児心理学 | 2 | 障害者・障害児心理学 | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 司法・犯罪心理学 | 2 | 司法・犯罪心理学 | | 2 | | | | 2 | 2 | | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 2 | 人体の構造と機能及び疾病 | | 2 | | 2 | | | 2 | | |
| 精神疾患とその治療 | 2 | 精神疾患とその治療 | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 関係行政論 | 2 | 関係行政論 | | 2 | | 2 | | | | 2 | |
| 公認心理師の職責 | 2 | 公認心理師の職責 | | 2 | | | 2 | | 2 | | |
| 心理実習 | 2 | 心理実習 | | 2 | | | | 2 | | 2 | |
| 計 | 50 | 計 | 8 | 42 | | | | | | | |